

全国ブロック別環境影響評価審査担当者会議を通じた 地方公共団体に対するヒアリング結果について

1. 趣旨

今般、環境省において、全国の 47 都道府県及び 18 政令指定都市の計 65 自治体を対象に、環境影響評価制度の見直しに関して地方公共団体と関わりの深い事項についてアンケートを行うとともに、全国ブロック別環境影響評価審査担当者会議（全国 7 ブロックで関係自治体が持ち回りで主催する会議）ごとに本アンケート項目に係るヒアリングを行い、地方公共団体の意見をとりまとめた。本アンケート項目は以下のとおり。

1. 国と地方の役割分担について

(1) 政令指定都市の意見提出について

質問 1-1

政令指定都市が事業者へ直接意見を出す場合のメリットとデメリットについてどう考えますか。また、その理由は何ですか。その際、知事意見は必要ですか。また、政令指定都市の審査会での対応は可能ですか。

2. 対象事業の拡大

(1) 環境大臣関与のない事業種（公有水面埋立、廃棄物最終処分場）について

質問 2-1

現状では環境大臣関与のない事業種で、今後、何らかの環境大臣関与が必要ですか。また、その場合、どのような関与が必要ですか。

(2) 風力発電事業の環境影響評価について

質問 2-2

風力発電施設をアセス法の対象にする場合のメリットとデメリットについてどう考えますか。また、その理由は何ですか。

質問 2-3

条例等で風力発電施設を対象としている場合、法と条例の役割分担（法の規模要件）をどのように考えますか。

3. 住民とのコミュニケーションについて

(1) 方法書段階の説明等の充実等による住民参加の拡大について

質問 3-1

方法書段階での説明会を義務付ける場合のメリットとデメリットについてどう考えますか。また、その理由は何ですか。

質問 3-2

環境影響評価法の手続きにおいて、地方公共団体の意見形成のための公聴会を義務化した場合のメリットとデメリットについてどう考えますか。また、その理由は何ですか。

(2) 手続きの電子化について

質問 3-3

環境影響評価手続きの電子化のメリットとデメリットについてどう考えますか。また、その理由は何ですか。

4. 事後調査について

質問 4-1

条例等で事後調査の義務付けを行っている場合、そのメリットは何ですか。

質問 4-2

事後調査において、予測と異なる結果や追加措置が必要となった事例はありますか。

質問 4-3

事後調査の結果が公表されないことによる実務上の問題点にはどのようなものがありますか。

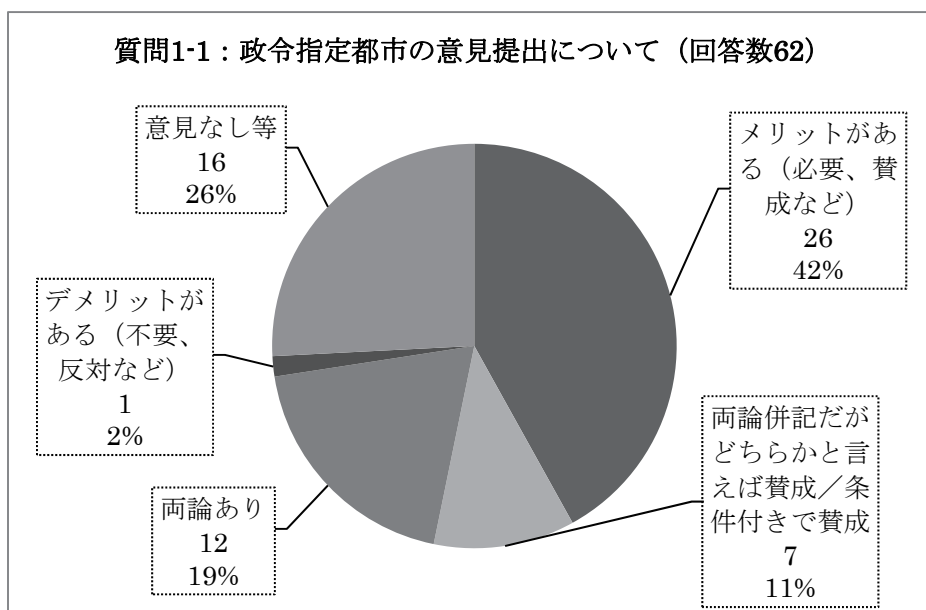
質問 4-4

法対象事業の事後調査について、環境省の位置付けをどう考えますか。

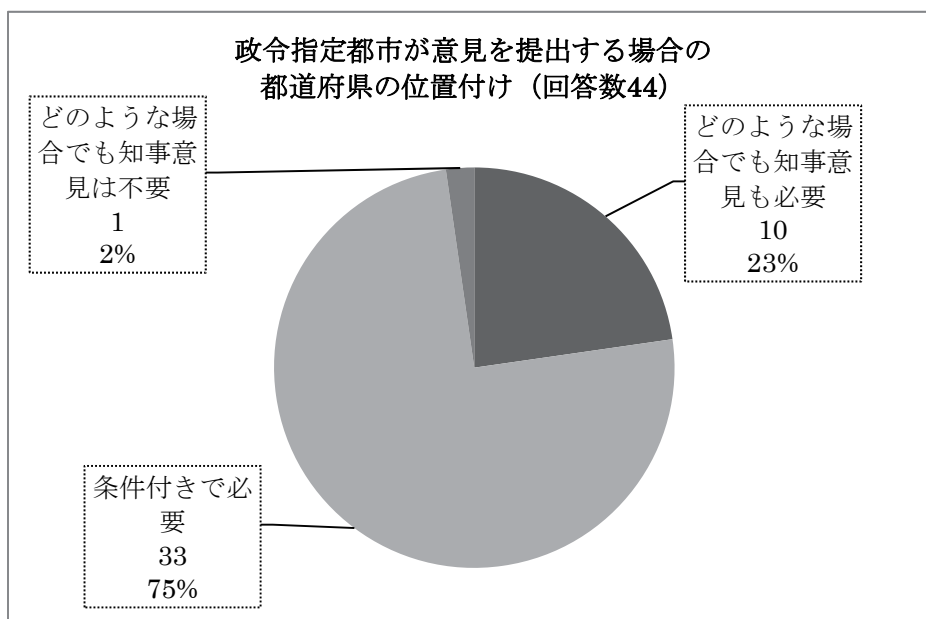
2. ヒアリング結果

【質問 1-1：政令指定都市の意見提出】

回答のあった 62 自治体のうち、53%にあたる 33 自治体で政令指定都市が直接意見を提出することに「メリットがある」又は「メリット・デメリット両論あるがどちらかと言えば賛成」等の肯定的な回答であり、「デメリットがある（又は不要）」と回答したのは 1 自治体のみ（2%）であった。「メリット・デメリット両面がある」と回答したのは 12 自治体（19%）であった。



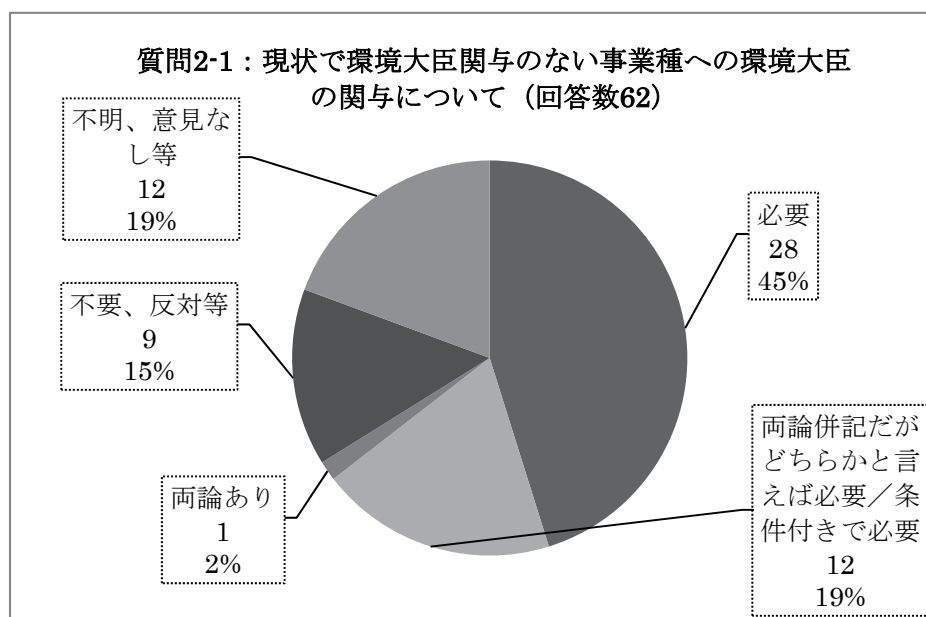
また、政令指定都市の長が事業者へ直接意見を出す場合の都道府県知事の位置付けについては、44自治体から回答があり、このうち10自治体（23%）が「どのような場合でも都道府県知事の意見も必要」、33自治体（75%）が「条件付きで都道府県知事の意見も必要」と回答した。この場合の条件としては、環境影響が政令指定都市域内に限定されず広域に及ぶような場合をあげる自治体が多かった。



また、政令指定都市が直接意見を提出することについて、18政令指定都市のうち環境影響評価条例を制定している15政令指定都市については審査会において対応が可能と回答したが、残りの3政令指定都市については、現在条例が制定されていないので対応ができないが、条例が制定されれば対応が可能との回答だった。

【質問2-1：現状で環境大臣関与のない事業種への環境大臣の関与】

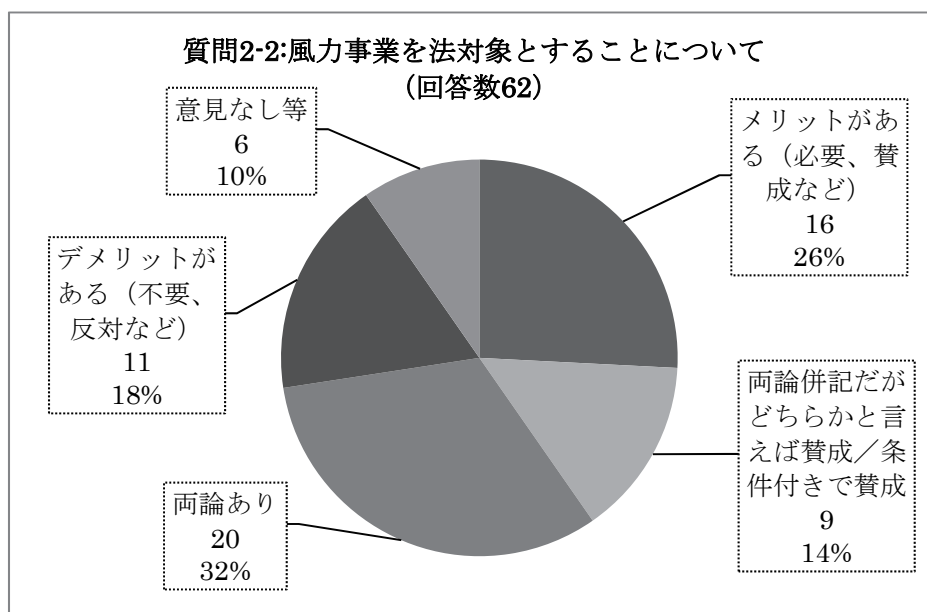
回答のあった62自治体のうち、64%にあたる40自治体で今後は「環境大臣の関与が必要」又は「条件付きで必要」と回答し、「不要」と回答したのは9自治体（15%）であった。「条件付きで必要」と回答した自治体においては、「広域的な環境保全の見地からの意見を必要とする場合には」、「地方公共団体の求めに応じて環境大臣が意見を述べる制度とすべき」といった意見が多く見られた。



【質問2-2：風力発電施設を環境影響評価法の対象とすることについて】

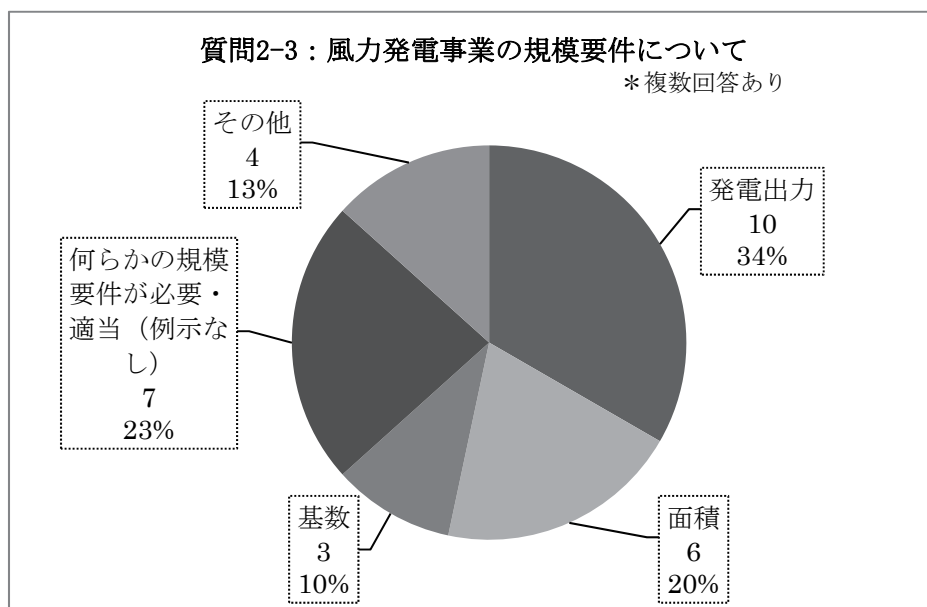
回答のあった62自治体のうち、40%にあたる25自治体で風力発電施設を環境影響評価法の対象とすることについて「メリットがある」又は「メリット・デメリット両論あるがどちらかと言えば賛成」等の肯定的な回答であり、「デメリットがある（又は不要）」と回答したのは11自治体（18%）であった。

メリットとしては「国の制度とすることで住民への情報開示と住民参加が制度化される」、「国の制度とすることで環境影響評価の妥当性が担保される」などの意見があった。一方、デメリットや法制化に当たっての課題としては「低周波音、バードストライク等に係る環境影響評価手法に関する知見が不足していること」、「手続に時間がかかり地球温暖化対策の推進に支障が生じる」等の意見があった。



【質問2-3「法と条例の役割分担（法の規模要件）」】

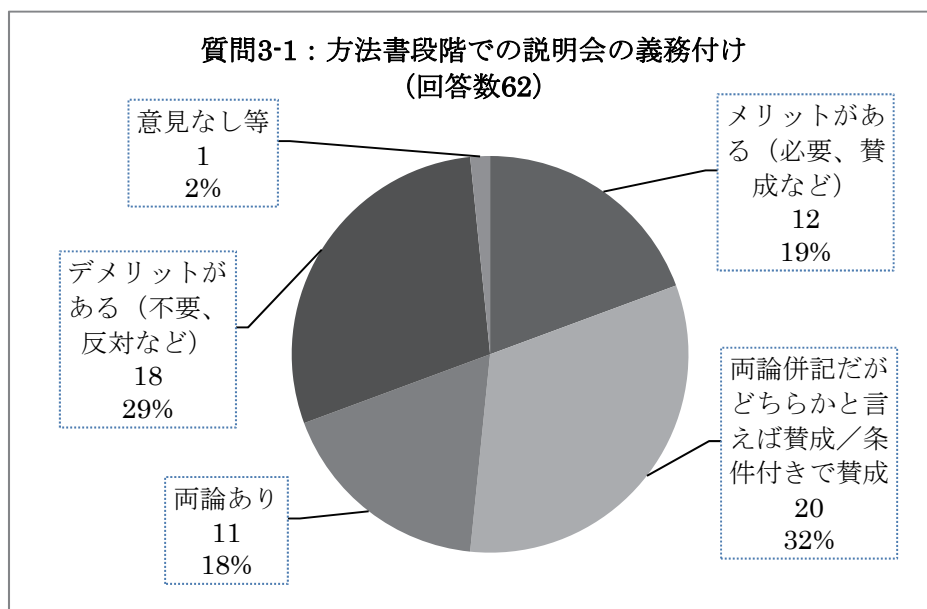
回答のあった26自治体のうち、「発電出力」を法の要件とすべきとの回答が最も多く、10自治体(34%)であった。他に「面積」(6自治体(20%))、「基数」(3自治体(10%))等の意見があった(複数回答あり)。(なお、本質問に対しては、現在、風力発電施設を条例で対象としていない自治体からも回答があり、その回答も集計に含めた。)



【質問3-1：方法書段階での説明会義務付け】

回答のあった62自治体のうち、方法書段階での説明会の開催義務付けに「メリットがある」又は「メリット・デメリット両論あるがどちらかと言えば賛成」等の肯定的な回答があったのは51%（32自治体）であったのに対し、「デメリットがある（又は反対）」と回答した自治体が29%（18自治体）であった。

メリットとしては「手続の早期段階での住民参加により住民の理解を得やすくなる」との意見が多かった。また、デメリットとしては、「住民が方法書の位置付けを理解しておらず事業の是非や内容に関する意見が多いなど混乱の原因になる」、「事業者の自主性にまかせるべき」との意見が多かった。また、肯定的な回答を行った自治体からは、説明会の義務付けを導入するに当たって「住民に対して方法書段階の説明会の趣旨徹底」を望む意見が多く寄せられた。

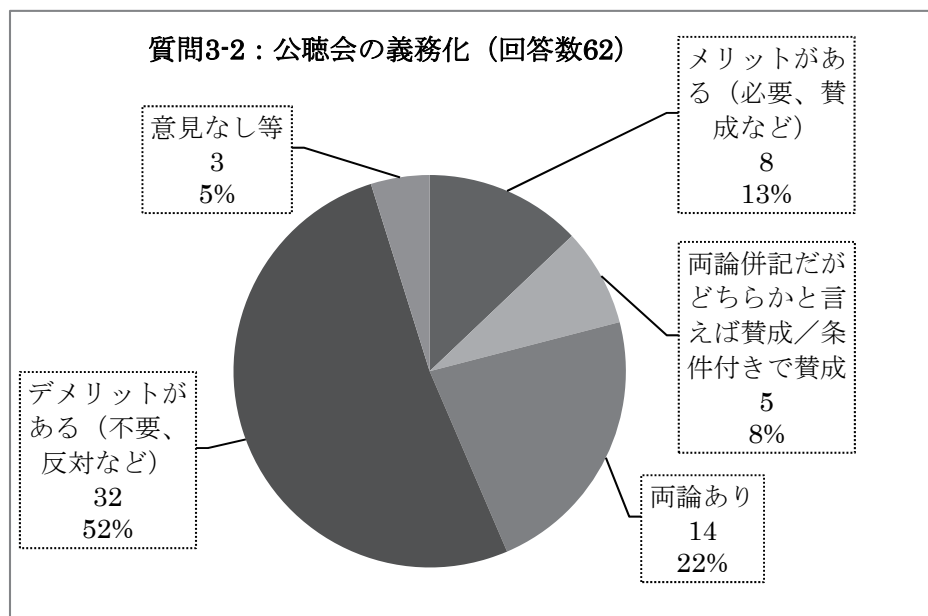


【質問3-2：地方公共団体の意見形成のための公聴会の義務化】

回答のあった62自治体のうち、地方公共団体の意見形成のために公聴会の義務化について「メリットがある（又は賛成）」又は「メリット・デメリット両論あるがどちらかと言えば賛成」等の肯定的な回答があったのは21%（13自治体）であったのに対し、「デメリットがある（又は反対）」と回答した自治体が52%（32自治体）であった。

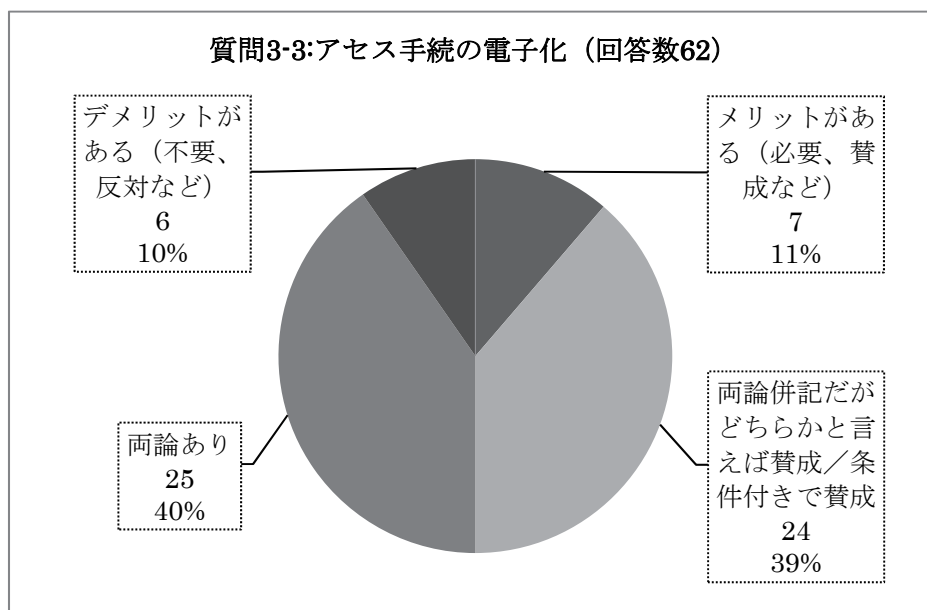
デメリット又は反対意見の内訳としては、「アセスを実施する事業者が住民等から直接意見を求めるべき」、「地方公共団体の意見形成が目的であるのであれば公聴会の開催は地方公共団体の判断に委ねるべき」、「公聴会に係る事務量が膨大」、「公聴会は条例で既に義務化されている」などであった。

法対象事業又は条例対象事業に公聴会手続を設けていない17自治体について、公聴会手続がないことによる問題事例の有無を確認したところ、全自治体が、特段の問題はないと回答した。



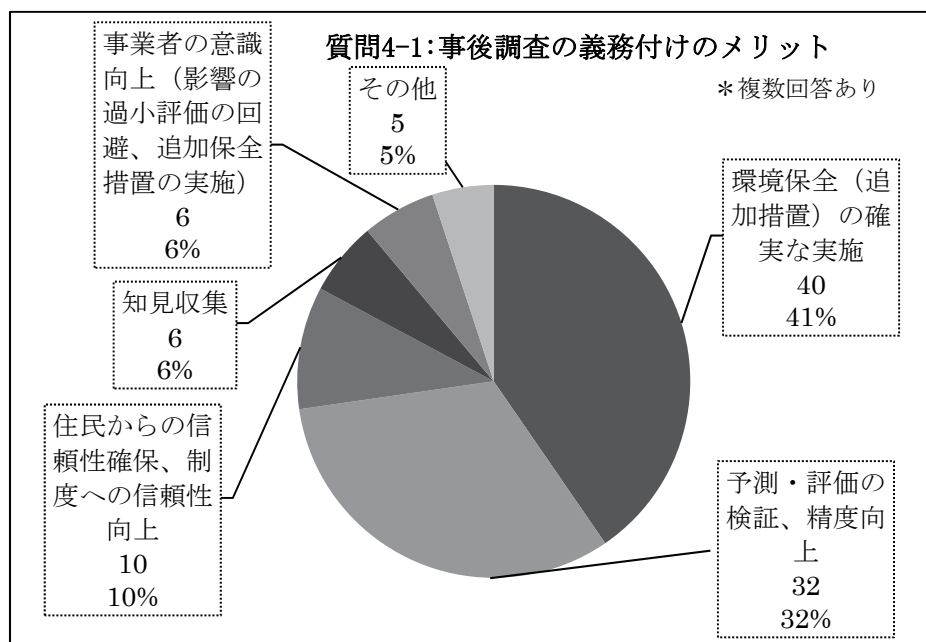
【質問3-3：環境影響評価手続の電子化について】

回答のあった62自治体のうち半数の31自治体（50%）が環境影響評価手続の電子化は「メリットがある」又は「メリット・デメリットがあるがどちらかと言えば必要」と回答した。「デメリットがある（又は不要）」との回答は6自治体（10%）であった。メリットの内訳は「住民等の利便性の向上」、「電子メールでの意見提出により時間とコストが節約できる」などが、またデメリット又は導入する場合の課題としては「希少動植物に関する情報の取り扱い」、「地域の状況を理解しないまま全国からの反対意見が集中するおそれ」、「コンピューターウイルスや迷惑メールへの対応」などの意見があった。



【質問4-1：事後調査の義務付けのメリット】

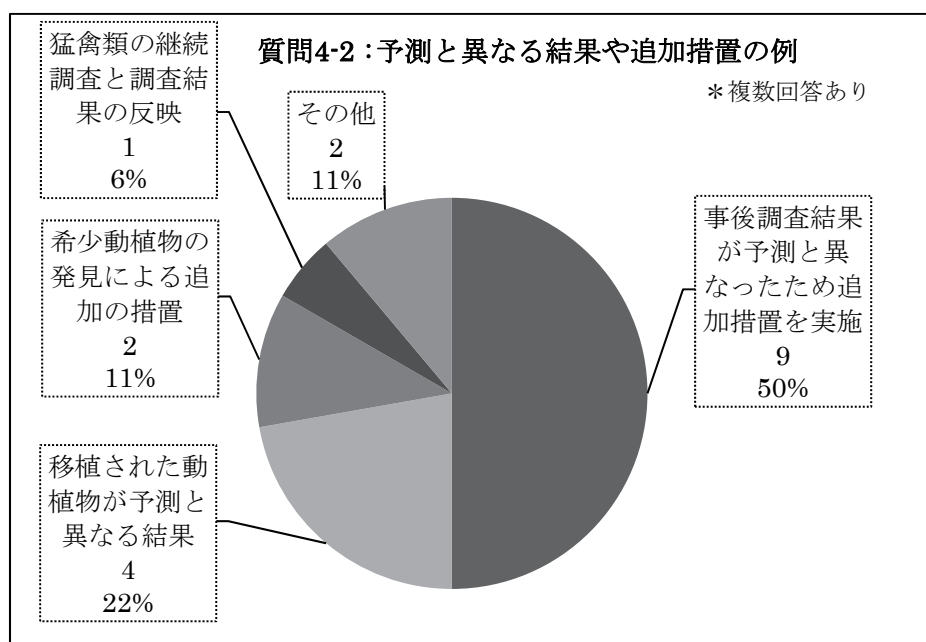
条例等で事後調査の義務付けを行っている場合のメリットについて、回答が56自治体からあった（複数回答あり）。「環境保全措置の確実な実施」（40自治体（41%））、「予測・評価の検証や精度向上」（32自治体（32%））がメリットであるとの回答が多かった。



(参考：意見の内容)

【質問4-2：事後調査において予測と異なる結果や追加措置が必要になった事例】

15自治体から、事後調査において予測と異なる結果や追加措置が必要になった事例があるとの回答があった（複数回答あり）。事例の内訳は、「事後調査結果が予測と異なったため追加措置を実施した」（9自治体（50%））、「移植された動植物が予測と異なる結果となった」（4自治体（22%））、「稀少動植物の発見による追加措置の実施」（2自治体（11%））などである。



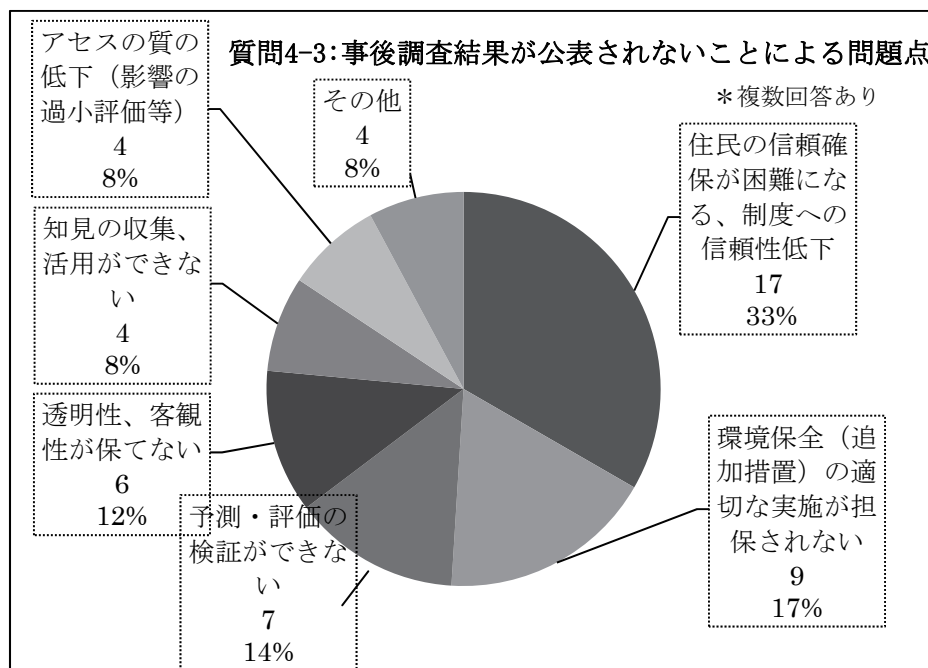
(参考：自治体における具体例)

- レクリエーション施設用地造成事業で、①供用後3年間の施肥量及び水質調査結果（窒素・リン濃度）が、予測値を上回る結果となったことを受け、その要因等の検討に資する監視調査を実施。②施工時の濁水が予測を超えたため、別の調整池を経由して排水することとした。
- 事後調査結果と予測結果とが大きく乖離した場合、又は供用後の調査で環境基準を超えた場合などにおいて、遮音壁の設置などを行った。
- 事後調査で保全すべき動植物を発見したことから、この動植物に関して環境保全措置を再検討した。
- 移植された動植物の生息、生育の状況が予測に反する結果である場合に、移植先の再整備、モニタリング期間の延長等が実施された事例がある。
- 敷地境界における騒音が予測を上回ったことから、事業者において対策の検討が必要となった。
- 希少植物の移植地が台風による土砂災害で深刻な影響を受けたため再移植した。

- 希少植物の移植に係り、予測外の場所での生育が認められ、新たな措置を協議した。
- 猛禽類の継続調査とその調査結果の反映を行った。
- 火力発電所の温排水拡散予測結果が異なる事例がある。
- アマモ場については当初の計画どおりに進捗していない状況にある。事後調査においては事前の予測結果と合致しないことは珍しくなく、予測結果と大きな相違がなければよしと考えている。
- バックグラウンドが変動し、予測と異なる結果となった事例があるが、追加措置はしていない。
- 予測と異なる結果になった場合、事業に係る環境影響の程度が大きい場合等には知事意見で追加措置を実施した。
- オオタカの営巣発見に伴い、追加措置を実施した。
- 軽微な変更による再予測が必要となった事例、地盤沈下等について事後調査結果により追加措置の必要性を判断している事例はある。
- 大規模住宅団地新設の案件において、風害（ビル風）で予測と大きく異なる結果が生じたことから、追加措置を行い、当初の予測結果である風環境が達成された。
- 道路事業の騒音調査結果が予測と異なり、環境に著しい影響を与えるものとして追加措置を事業者に要請した。
- 予測結果が異なることは多々あるが、事業者に対し追加措置を求めることは難しく、事例はない。
- 事後調査で新たに貴重植物が発見されたので、審査会の助言・指導等を受け、対策を検討中。

【質問4-3：事後調査結果が公表されないことの実務上の問題点】

43自治体から、事後調査結果が公表されないことの実務上の問題点があるとの回答があった（複数回答あり）。内訳は「住民の信頼確保が困難になる、制度への信頼性低下」が17自治体（33%）で最も多く、「環境保全措置（追加措置）の適切な実施が担保されない」（9自治体（17%））、「予測・評価の検証ができない」（7自治体（14%））等の意見が続いた。



【質問4-4：法対象事業の事後調査における環境省の位置付けについて】

52自治体から、法対象事業の事後調査における環境省の位置付けについて回答があった（複数回答あり）。その内訳は「環境省が事業者に意見、指導、助言できるようにすべき」が20自治体（38%）、「法手続きにおいて環境大臣が事後調査に関与すべき」が13自治体（25%）、「環境省が事後調査について統一的な基準を策定すべき」が8自治体（15%）、「環境大臣が事後調査について意見を述べた案件については環境省が事後調査に関与すべき」が7自治体（13%）、などであった。

